

虐待防止のための指針

社会福祉法人万葉の里

1. 目的

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者総合支援法ならびに障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員が本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく身体を拘束すること。

(2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(3)心理的虐待

利用者に著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4)放棄・放置

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止委員会の設置

(1)設置の目的

虐待の発生防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は再発防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

(2)構成委員

国分寺市障害者センター長・基幹相談支援センター長・KOCO・ジャム管理者・事務長、その他必要に応じ支援員、看護師等にて構成する。

(3)虐待防止委員会の役割

虐待防止委員会は原則として年2回以上開催し、以下のことを協議する。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修に関すること
- ・虐待防止チェックリストの実施、分析に関すること
- ・虐待の早期発見に向けた取組みに関すること
- ・虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- ・虐待の原因分析と再発防止に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な処置を普及・啓発する

ものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ・定期的な研修の実施（年1回）
- ・新任職員への研修の実施
- ・研修実施後は、実施内容（資料の添付）、参加者一覧を添付した報告書を作成し、保管する。

5. 虐待が発生した場合に関する基本方針

(1)虐待が発生した場合は、速やかに都及び国分寺市に報告をするとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何に問わず、厳正に対処する。

(2)緊急性の高い事案の場合は、国分寺市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針

(1)法人内で虐待が疑われる場合、また通報を受けた場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

(2)法人内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(3)法人内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口等の連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待に係る苦情解決に関するこ

(1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者が受けた内容を管理者に報告する。

(2)苦情相談窓口で受けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3)対応の結果は相談者にも報告することとする。

9. 当指針の閲覧について

当指針は、職員、利用者及び利用者家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページ上に公開する。

10. その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、令和8年2月1日より施行する。